

2019年度大阪テクノマスター募集要項

1. 目的

本市のものづくり産業を支えている技能者の中から、卓越した技能を持ち、次世代のものづくり人材の育成への熱意を有し、また新しい分野への挑戦や技能の高度化に努めるなど、次世代のものづくりに寄与する取り組みを行っている、優れた技能者を「大阪テクノマスター」として認定・顕彰することにより、技能者の社会的な評価を高めるとともに、その保有する優れた技能の継承・発展と、将来のものづくり産業に従事する人材の裾野拡大を図り、もって本市のものづくり産業の発展に寄与することを目的とする。

2. 申請資格

- (1) 大阪市内の中小製造業等の事業所（製造現場）に勤務していること（経営者を含む）。
（製造業分野の中小企業：資本金3億円以下、または、従業員数300人以下）
- (2) 原則として、「ものづくり基盤技術振興基本法」（平成11年3月19日法律第2号）第2条第1項に規定する「ものづくり基盤技術」（別紙参照）分野の技能を有していること。
- (3) 申請する技能に関わる延べ10年以上の実務経験を有していること。

3. 応募方法

- (1) 所属する企業からの推薦により、応募してください。
- (2) 所定の推薦書に記入の上、添付書類とともに、下記の提出先に送付（簡易書留等、記録の残る方法で）してください。

4. 募集期間

2019年5月10日（金）から6月27日（木）まで（当日の消印有効）

5. 認定の手順及び認定者数

- (1) 申請のあった内容について、現地調査を行ったあと、学識経験者や専門家などから構成される認定検討会による検討を経て、市長が認定します。
なお、応募者が多数の場合は、書類による選考を行います。
選考・調査：7月中旬以降開始予定
認定式：11月以降開催予定
- (2) 認定者数
5名程度

6. 認定基準

- (1) その技能が極めて卓越した水準にあると認められること。
（公的資格の取得状況（技能検定の1級・単一等級レベルが望ましい）や、全国規模のコンテストでの成績等の実績から総合的に判断する）
- (2) 後継者の指導・育成の能力及び次世代のものづくり人材の育成への熱意を有し、大阪テクノマスターとして認定後、概ね3年間は、実際に活動可能であること。

(3) その技能及び活動が、本市の次代のものづくりに寄与するところが大きであると認められること。

(既存製品の高付加価値化、新製品・新技術の開発や生産性の向上等に積極的に取り組み、顕著な実績を有すること)

7. 認定証贈呈および大阪テクノマスターの活動

大阪テクノマスターには認定証が贈呈され、認定後概ね3年間、下記のような活動を行っていただきます。

- (1) ものづくり企業への理解度向上につながる工場見学案内や職業講話等
- (2) 職業観の醸成につながるインターンシップの実施等
- (3) その他、ものづくり人材の育成やものづくり産業発展に寄与する活動への参加・協力等

大阪市ホームページ等において、その優れた技能や創造的な工夫、ものづくりや技能継承に対する情熱など広く一般に情報発信を行います。

8. 認定の取消し

大阪テクノマスターが次のうちいずれかに該当する場合、認定を取り消す場合があります。

- (1) 虚偽の申請など不正な手段により大阪テクノマスターの認定を受けたとき。
- (2) 大阪テクノマスターとして、著しくふさわしくない行為を行ったとき。
- (3) 大阪テクノマスターから健康上等の理由で、辞退の申出があったとき。
- (4) 暴力団員又は暴力団密接関係者であったとき。
- (5) 各種法令等に抵触する行為又はその恐れがあるとき。
- (6) その他、市長が大阪テクノマスターとして不相当であると認める合理的な事由が存在するとき。

9. 個人情報等の取扱いについて

申請内容における個人情報等は、大阪市が大阪テクノマスター事業の運営のみに使用し、その他の目的に使用することはありません。また本人の承諾なく第三者に提供することはありません。

10. 問合せ先・提出先

大阪市経済戦略局 産業振興部 産業振興課 産業振興担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル オズ棟南館4階

電話 06-6615-3761 ファックス 06-6614-0190

URL <http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000002992.html>

*応募に必要な書類は、ホームページからダウンロードできます。

(別 紙)

○ 「ものづくり基盤技術」の定義（法第2条第1項・同政令）

工業製品の設計、製造又は修理に係る技術のうち汎用性を有し、製造業の発展を支えるものとして政令で定めるもの。

- 1 設計に係る技術
- 2 圧縮成形、押出成形、空気の噴射による加工、射出成形、鍛造、鋳造及びプレス加工に係る技術
- 3 圧延、伸線及び引抜きに係る技術
- 4 研磨、裁断、切削及び表面処理に係る技術
- 5 製毛及び紡績に係る技術
- 6 製織、剪毛及び編成に係る技術
- 7 縫製に係る技術
- 8 染色に係る技術
- 9 粉砕に係る技術
- 10 抄紙に係る技術
- 11 製版に係る技術
- 12 分離に係る技術
- 13 洗浄に係る技術
- 14 熱処理に係る技術
- 15 溶接に係る技術
- 16 熔融に係る技術
- 17 塗装及びめっきに係る技術
- 18 精製に係る技術
- 19 加水分解及び電気分解に係る技術
- 20 発酵に係る技術
- 21 重合に係る技術
- 22 真空の維持に係る技術
- 23 巻取りに係る技術
- 24 製造過程の管理に係る技術
- 25 機械器具の修理及び調整に係る技術
- 26 非破壊検査及び物性の測定に係る技術